

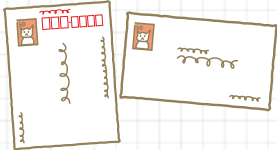
正しく送ろう! 信書のルール

信書にあたる「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」とはどのようなものか、具体的な例を挙げてご紹介します。

✦ 信書にあたるもの ✦

書状

- 手紙、はがきなど



請求書の類

- 納品書、領収書、見積書、願書、申込書、依頼書、契約書など



許可書の類

- 免許書、認定書、表彰状など



会議招集通知の類

- 結婚式等の招待状、業務を報告する文書



証明書の類

- 印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写しなど



ダイレクトメール

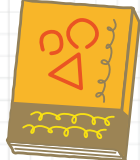
- 文書自体に受取人が記載されている文書
- 商品の購入などの利用関係、契約関係など特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されているもの



✦ 信書にあたらぬもの ✦

書類の類

- 新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスターなど



カタログ

- 通信販売のカタログなど



小切手の類

- 手形、株券など



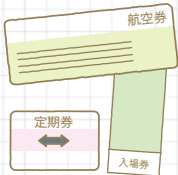
プリヘイドカードの類

- 商品券、図書券など



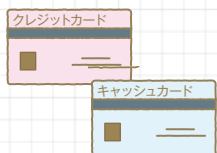
乗車券の類

- 航空券、定期券、入場券



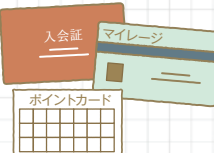
クレジットカードの類

- キャッシュカード、ローンカード



会員カードの類

- 入会証、ポイントカード、マイレージカード



ダイレクトメール

- 街頭配布や新聞折り込みを前提としたチラシ
- 店頭配布を前提としたパンフレットやリーフレットなど



その他

- 説明書の類(市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目録見書など)、求人票、配送伝票、名刺、パスポート、振込用紙、出勤簿、ナンバープレート

特集

教えて! 信書ってなに?

信書とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定められています。CDやDVD、USBメモリなどの電磁的記録物は、これには該当しません。



Q 履歴書は信書ですか？

A 履歴書は一般的に、応募する会社等に対し、自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。一方、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、会社からの情報を通知する文書ではないため、信書には該当しません。



Q 特定の方ではなく、広く一般向けに作ったお知らせ文書は信書になりますか？

A 店内で不特定の方に配布中のお知らせを顧客に送付する場合など、特定の方ではなく、広く一般に向けて事実を通知する文書は信書に該当しません。一方、会員限定のセール案内を会員に送付する場合は、信書に該当します。



Q 個人情報が含まれる文書はすべて信書になりますか？

A 信書に該当するかどうかは、個人情報を含むかどうかだけではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。



これって信書？

Q & A

送ろうとするものが信書にあたるかどうか、判断がむずかしい場合があります。総務省に特に多く寄せられた問い合わせと、それに対する一般的な回答をご紹介します。

Q どのような文書が添え状・送り状にあたりますか？

A 貨物の送付と密接に関連し、その貨物を送付するために従として添付される無封の添え状・送り状は信書に該当しますが、貨物に添えて送付することができます（郵便法第4条第3項）。



Q 自己の証明書のコピーを家族に送ることは信書の送達になりますか？

A 証明書や許可書は、発行元からその証明や許可を受ける者へ送付する場合は信書に該当しますが、その証明書等を受領した者が、他所に原本やコピーを送付する場合は、信書に該当しません。



Q 封筒に「親展」とあったらすべて信書になりますか？

A 封筒に「親展」の記載があっても、必ずしも信書に該当するとは限りません。信書に該当するかどうかは、その封筒に収められた文書の内容が、特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。



Q 法人あての文書も信書になりますか？

A 受取人は個人か法人かを問いません。差出人がその意思の表示又は事実の通知を受けるものとして特に定めてあれば、「〇〇会社 御中」と記載された場合、「〇〇会社」に対しての意思の表示又は事実の通知となるため、信書に該当します。



column
添え状とは？

送付される貨物の目録や性質、使用方法等を説明する文書および当該貨物の送付と密接に関連した次に掲げる簡単な通信文が該当します。

- 貨物の処理に関する簡単な通信文
- 貨物の送付目的を示す簡単な通信文
- 貨物の授受または代金に関する簡単な通信文
- 貨物の送付に関して添えられる挨拶のための簡単な通信文
- その他貨物に従として添えられる簡単な通信文であって、上記に掲げる事項に類する簡単な通信文

Q 未記入の申込用紙を送付する場合は信書の送達になりますか？

A 未記入の申込用紙を送付する場合は、特定の受取人に対する差出人の意思を表示したり、事実の通知とはならないため、信書に該当しません。その申込用紙を受け取った申込人が、必須な事項を記入した上で送付する場合は、信書に該当します。



Q 電磁的記録物はなぜ信書ではないのですか？

A 情報をCD、DVD、USBメモリなどに電子データとして記録したものである、いわゆる電磁的記録物は、その物を人が見るだけでは情報の内容がわからないことから、「文書」とはならないため、信書に該当しません。



Q 社内での他部署あての文書も信書になりますか？

A 社内のある部署から別の部署にあてた場合でも、差し出す部署からの意思を表示し、又は事実を通知する文書であれば、信書に該当しますので、遠隔地に所在する別の部署への送付を外注する場合は、郵便又は信書便を利用する必要があります。

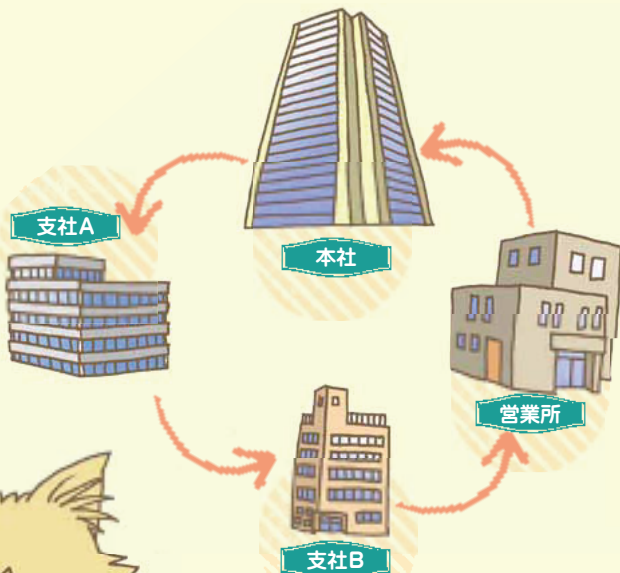


特定信書便にはこんなサービスが!!

平成15年4月に信書便法が施行されて以来、高度化・多様化する信書便のニーズに応えるために、創意工夫を凝らした特定のサービスを提供する事業が増えてきています。

会社や自治体、 その関係先での 文書のやりとりに!

一定のルートを巡回して、各地の施設で信書便物を受け取り、配達してくれるサービスです。たとえば企業において本社と支社、営業所の間を結んだり、自治体において本庁、出張所、学校、図書館などを結んだりして利用されています。

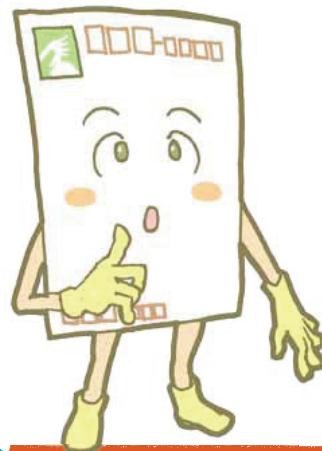


個人から個人へ メッセージカードを 送りたい時!

各種のお祝いやお悔やみなどのメッセージを、インターネット、電話、FAXで受け付け、配達先に近い地域でメッセージカードを印刷し、そのメッセージカードを、装飾が施された台紙やぬいぐるみ、フラワーアレンジメント等の品物とともに配達する電報類似サービスがあります。

信書はどのサービスで送れるの?

信書を送ることができるのは日本郵便株式会社と信書便事業者だけです。
平成15年4月から、民間事業者も総務大臣の許可を得ていれば、信書の送達が行えるようになりました。



✦ 郵便 ✦

郵便法等の規定に基づき、日本郵便株式会社により全国あまねく公平に提供される信書をはじめとする小型物品の送達サービスです。

✦ 一般信書便役務 ✦

長さ40cm、幅30cm、および厚さ3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を全国均一料金で、全国において引き受け、原則3日以内に送達するサービスです(このサービスを提供する信書便事業者の参入は、現在ございません)。

✦ 特定信書便役務 ✦

特定の需要に応えるため、以下のいずれかに該当するもののみを提供するサービスです(このサービスを提供する信書便事業者の参入は、平成25年3月の時点で397者です)。

大型信書便サービス

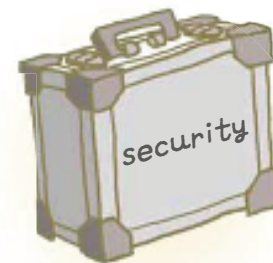
長さ、幅および厚さの合計が90cmを超え、または重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス

高付加価値サービス

その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するサービス

急送サービス

信書便物が差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス



詳しくは総務省ホームページをご覧ください!

これは信書にあたるのか? この事業者は特定信書便事業者に該当するのか?
少しでも信書について迷ったら、詳しい情報を下記ホームページにて確認しましょう。



http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html